

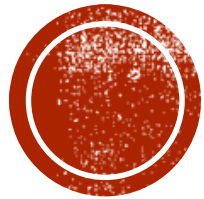
# 医師資格証の現状と今後の展望について

2017年1月21日

日本医師会電子認証センター

矢野 一博

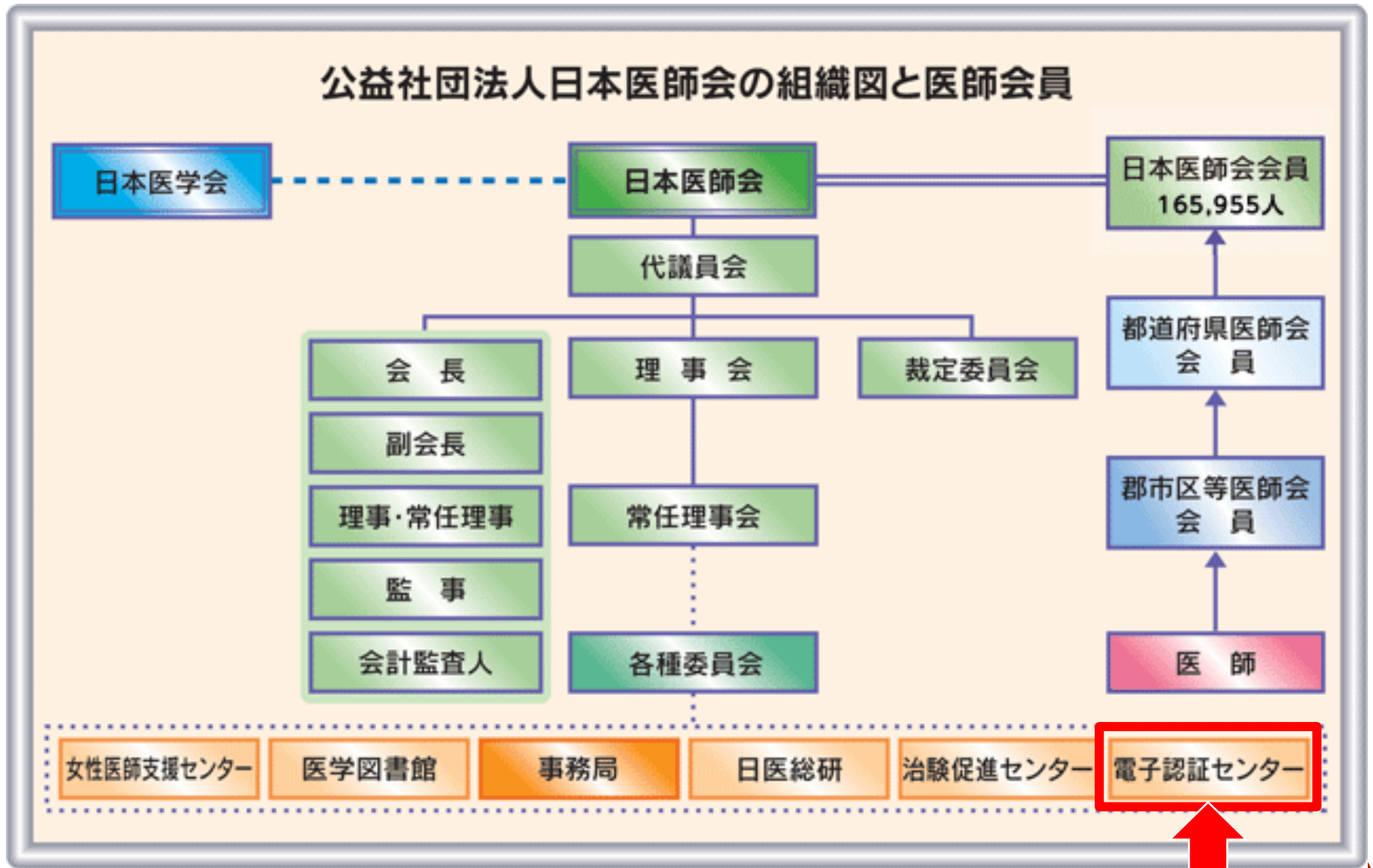




# 電子認証センターと 医師資格証について

# 日医組織体制図

## 公益社団法人日本医師会の組織図と医師会員



日本医師会の内部付属機関として設置（2013年10月）

# 電子認証センターの事業概要

日本医師会電子認証センターでは、以下の事業を行います。

## 1. 医師資格を証明する電子証明書（ICカード）の発行事業

本センターの基幹となる事業として、医師資格を証明する電子証明書ならびに証となるICカードの発行及びICカードの活用。

- 電子証明書の発行に係る登録、審査業務
- 登録個人情報の管理、メンテナンス、安全管理
- 地域や病院における審査局の設置支援業務
- ポータル機能の提供
- その他、ICカード発行に係る必要な事項

## 2. 認証局を活用するセキュリティを確保した医療IT基盤の整備事業

地域でITを用いた連携基盤を構築する際に日医認証局の利用を促し、標準的な認証手段を提供することで安全・安心な基盤を整備するための事業。

- 医療ドキュメントのe-文書法対応のための、電子署名環境の整備
- 日本医師会医療認証基盤（シングルサインオン基盤）の導入促進による標準的なログイン基盤の整備
- 生涯教育ポイント管理システムの提供
- その他、セキュリティ確保のために必要な基盤の整備（セキュリティ対策支援など）に関わる事項



# 医師資格証とは

日本医師会（電子認証センター）が医師の資格を証明するために発行するICカードが「**医師資格証**」です

(表)



医師資格証の有効期限は、発行日より  
5年間有効

(裏)



ICチップ内の電子証明書の有効期限は  
発行日より5年間有効

医師資格証は、日医認証局が発行する医師資格証を証明する電子証明書を格納しています。この電子証明書は、厚生労働省の保健医療福祉分野PKI認証局（HPKI）の電子証明書です。

# 医師資格証の使い方

## 1. 身分証としての活用

医師会等の内部で身分証として活用したり、今後、緊急災害時（JMAT活動等）や交通機関で急病人対応のような時に提示して、医師資格保有者であることを証明できるようにする。また、平時でも各医療機関の採用時における資格確認に利用できるよう、各行政機関や関係団体に協力依頼や働きかけを行っていく予定。

## 2. 非接触カードとしての活用

研修会や講習会時に、医師資格証を読み取り機にかざすだけで出欠の管理ができる仕組みを構築する。更に、生涯教育制度講習会や認定医講習会と連動して、受講履歴や単位取得状況の確認をリアルタイムにできる仕組みも構築する予定。

## 3. ITでの活用

これまでの日医認証局の取り組みである、IT世界での「署名」と「認証（通行証）」を引き続き普及・啓発する。

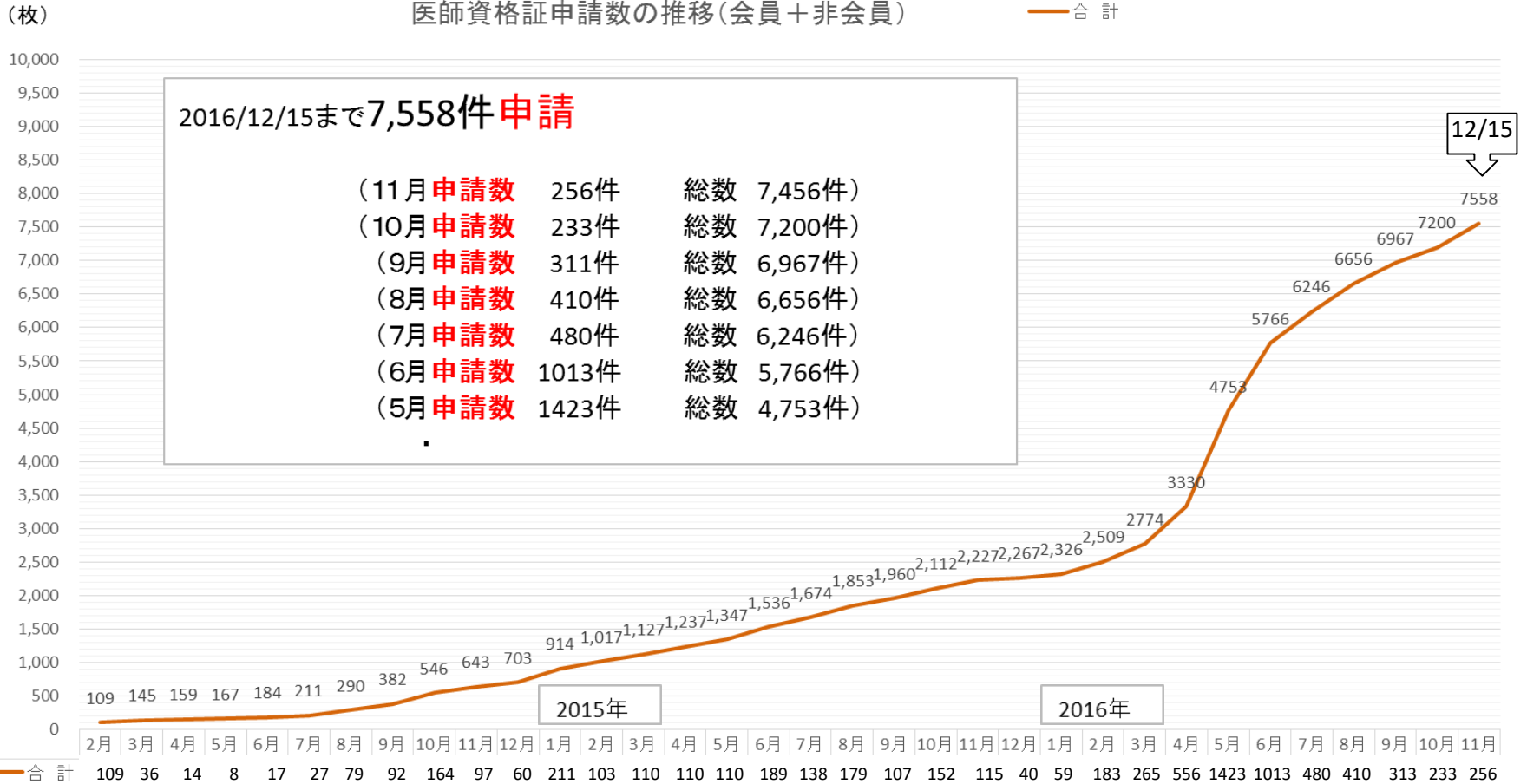


# 医師資格証の現状

# 申請数・発行数ともに2016/12/15現在の集計

医師資格証申請数の推移(会員+非会員)

— 合計



申請数 7,558件  
発行数 7,475件

-----  
差 83件  
(含む不備申請)

JAL DOCTOR登録制度	総数	会員	非会員
	473	408	65
	6.3%	5.7%	22.1%





# 医師資格証 都道府県別（日医会員） 発行枚数

【発行推移表】 2016/12/15現在

都道府県	総数	会員	非会員	都道府県	総数	会員	非会員
北海道	185	171	14	滋賀県	52	50	2
青森県	89	82	7	京都府	67	65	2
岩手県	54	54	0	大阪府	269	265	4
宮城県	99	95	4	兵庫県	642	634	8
秋田県	105	101	4	奈良県	37	35	2
山形県	52	52	0	和歌山県	38	38	0
福島県	109	109	0	鳥取県	33	31	2
茨城県	501	436	65	島根県	82	81	1
栃木県	88	86	2	岡山県	65	65	0
群馬県	100	96	4	広島県	152	148	4
埼玉県	120	119	1	山口県	112	110	2
千葉県	174	160	14	徳島県	60	60	0
東京都	653	604	49	香川県	52	52	0
神奈川県	401	392	9	愛媛県	262	259	3
新潟県	74	74	0	高知県	55	53	2
富山県	60	60	0	福岡県	810	797	13
石川県	57	55	2	佐賀県	72	70	2
福井県	28	27	1	長崎県	95	95	0
山梨県	30	30	0	熊本県	413	373	40
長野県	112	101	11	大分県	89	88	1
岐阜県	83	81	2	宮崎県	65	64	1
静岡県	201	201	0	鹿児島県	137	136	1
愛知県	240	231	9	沖縄県	122	118	4
三重県	78	77	1	海外	1	0	1
				合計	7,475	7,181	294

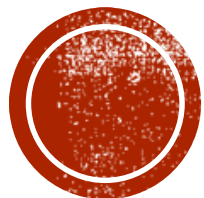
  は、発行数上位10都道府県  
  は、発行数下位10県

【日医会員発行枚数順位表】 2016/12/15現在

順位	都道府県	日医会員数	件数	取得率	率順位	順位	都道府県	日医会員数	件数	取得率	率順位
1	福岡県	8,449	797	9.43%	4	25	栃木県	2,181	86	3.94%	25
2	兵庫県	8,618	634	7.36%	6	26	青森県	1,296	82	6.33%	8
3	東京都	19,171	604	3.15%	31	27	岐阜県	2,699	81	3.00%	32
4	茨城県	2,363	436	18.45%	1	27	島根県	915	81	8.85%	5
5	神奈川県	8,586	392	4.57%	17	29	三重県	2,345	77	3.28%	28
6	熊本県	3,030	373	12.31%	2	30	新潟県	3,261	74	2.27%	43
7	大阪府	16,264	265	1.63%	47	31	佐賀県	1,429	70	4.90%	13
8	愛媛県	2,740	259	9.45%	3	32	京都府	3,045	65	2.13%	44
9	愛知県	9,269	231	2.49%	42	32	岡山県	2,517	65	2.58%	40
10	静岡県	4,093	201	4.91%	12	34	宮崎県	1,759	64	3.64%	26
11	北海道	5,895	171	2.90%	35	35	富山県	1,116	60	5.38%	10
12	千葉県	3,892	160	4.11%	21	35	徳島県	1,507	60	3.98%	24
13	広島県	5,498	148	2.69%	39	37	石川県	1,133	55	4.85%	14
14	鹿児島県	3,910	136	3.48%	27	38	岩手県	1,653	54	3.27%	29
15	埼玉県	6,649	119	1.79%	46	39	高知県	1,325	53	4.00%	23
16	沖縄県	2,021	118	5.84%	9	40	山形県	1,614	52	3.22%	30
17	山口県	2,053	110	5.36%	11	40	香川県	1,809	52	2.87%	36
18	福島県	2,578	109	4.23%	19	42	滋賀県	1,230	50	4.07%	22
19	秋田県	1,534	101	6.58%	7	43	和歌山県	1,520	38	2.50%	41
19	長野県	2,168	101	4.66%	16	44	奈良県	1,865	35	1.88%	45
21	群馬県	2,052	96	4.68%	15	45	鳥取県	701	31	4.42%	18
22	宮城県	3,395	95	2.80%	37	46	山梨県	1,028	30	2.92%	34
22	長崎県	3,254	95	2.92%	33	47	福井県	1,002	27	2.69%	38
24	大分県	2,101	88	4.19%	20	48	海外	0	0		
							合計	168,533	7,181	4.3%	

※ 日本医師会会員数は平成28年12月1日現在の調査より引用。





# 身分証としての活用

# JAL DOCTOR 登録制度の開始

The screenshot shows the JAL website's navigation menu with 'JALマイレージバンク' highlighted. Below the menu, a banner features a JAL airplane and a doctor's silhouette, with the text 'JAL DOCTOR 登録制度' and a brief explanation. The main content area is titled 'JAL DOCTOR 登録制度とは?' and contains a detailed description of the program. A small note at the bottom states that assistance is not guaranteed in all cases.

Japan 日本語

お体の不自由なお客さまへ | お問い合わせ | よくあるご質問

国内線 ▾ 国際線 ▾ 国内ツアー ▾ 海外ツアー ▾ **JALマイレージバンク ▾** JALカード ▾

▶ JALマイレージバンク ▶ JAL DOCTOR登録制度

日本医師会  
Japan Medical Association

## JAL DOCTOR 登録制度

機内で急病人の方への医療援助が必要となった場合、事前に「JAL DOCTOR 登録制度」へご登録いただいた医師の方に援助をお願いさせていただきます。

## JAL DOCTOR 登録制度とは？

JALグループ便機内で急病人や怪我人が発生し、医療援助が必要となった場合、登録いただいた医師の方へ客室乗務員が直接お声掛けをさせていただき、国内航空会社では初めての取り組みとなります。

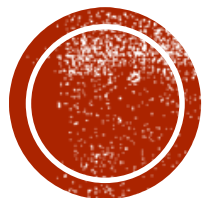
ご登録時に医師情報が登録されますので、JALグループ便ご予約の際にお得意様番号を登録いただくことで、緊急医療が必要な事態が発生した場合、客室乗務員が医師の方に速やかに援助をお願いさせていただくことが可能となります。

※ 飲酒や体調不自由など、対応が困難な場合は、その旨を客室乗務員へお伝えくだされば、ご対応いただくことも可能です。

100%

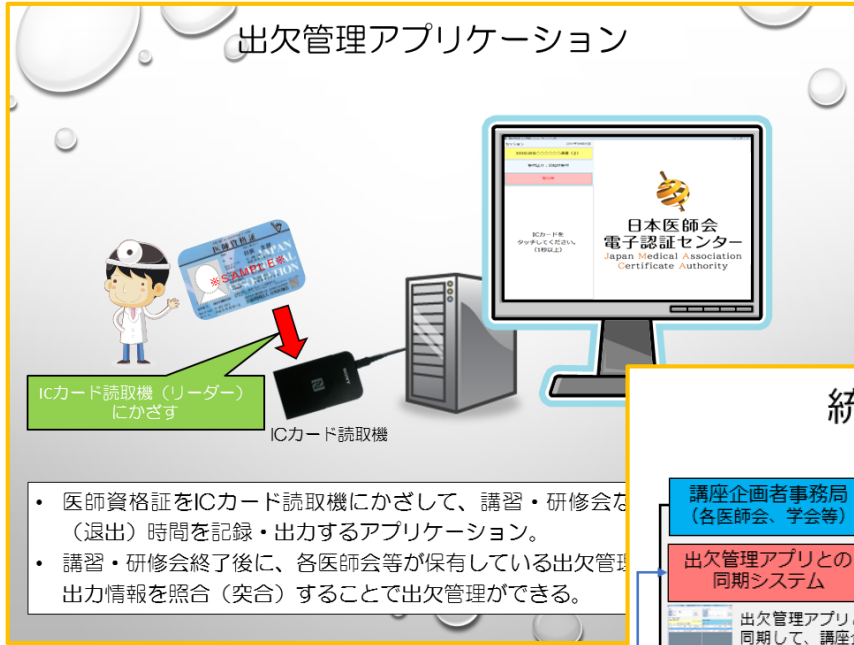
**2月3日より登録を開始し、2月15日より運用を開始。**



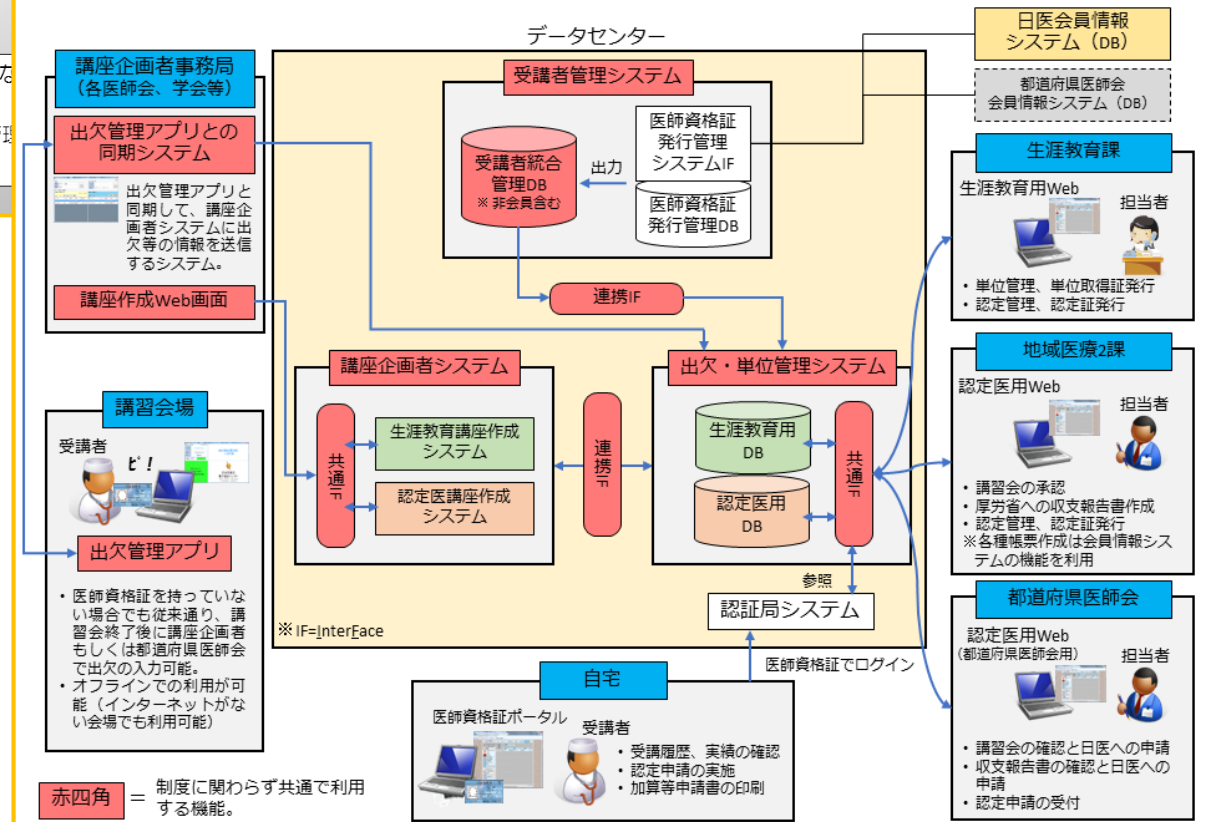


# 非接触カードとしての活用

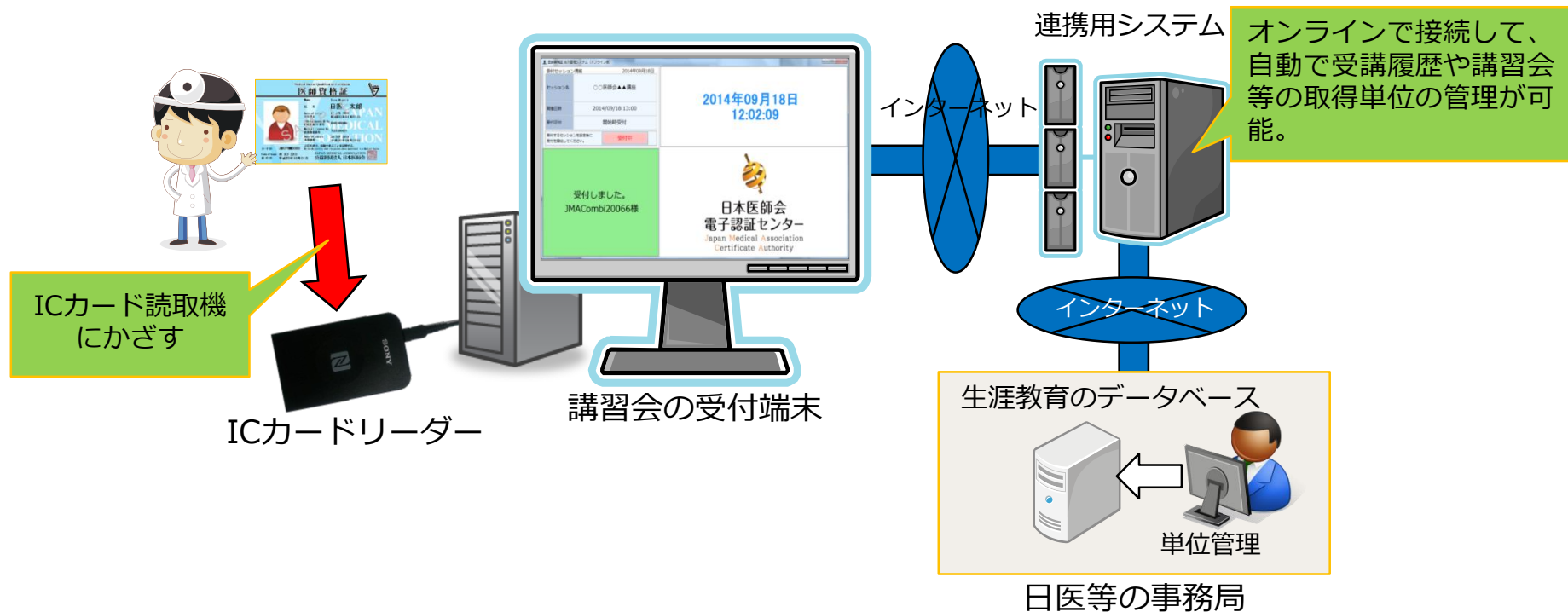
# 統合出欠単位管理システムへの発展



## 統合的な出欠単位管理システムのイメージ図



# 日医生涯教育制度講習会の出欠単位管理システム

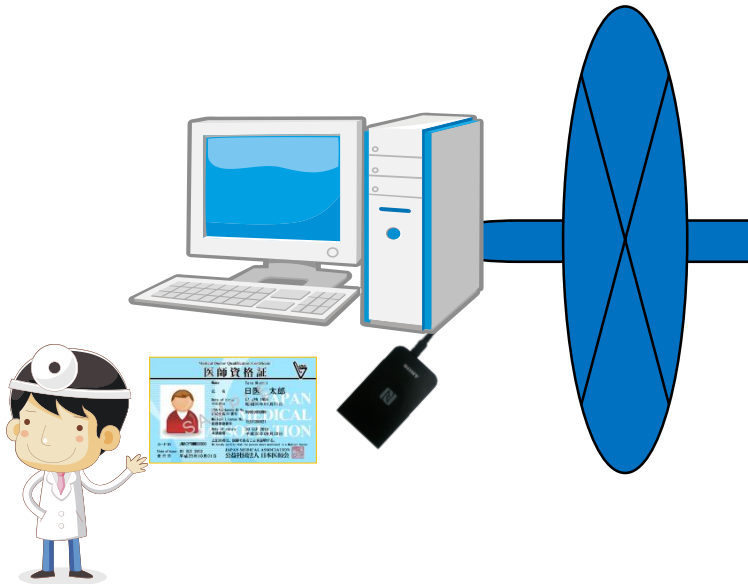


- 生涯教育制度の講習会の出欠を出欠管理システムを使って登録。
- 出欠状況をオンラインで出欠単位管理システムと連動させて、出欠と単位の管理を可能とする仕組み。

# 単位取得状況のリアルタイム確認

イメージ画面

インターネット



The screenshot shows the '日医HPKカード 会員ポータル' (Japanese Medical Association HPK Card Member Portal) interface. The user profile section displays the following information:

氏名	日医 太郎 権
性別	男 37歳
資格	日医会員
所在地	神奈川県 川崎市
所属学会	東京都 豊島区
所属学会	豊島区医師会
全日本医師会	(未登録です)
全日本研修医	(未登録です)
HPKカード有効期間	2012/05/05~2014/05/04

The '受講履歴' (Lecture History) table shows the following data:

受講日	講座名	主催者	コード
2015/5/15	xxxxxxxxxxxxセミナー	xxx医師会	C12
2014/12/10	xxxxxxxx講習会	xxx医師会	C34
2014/11/13	日本医師会システム協議会	日本医師会	C10
2014/08/01	xxxxxxxxxxxxセミナー	xxx医師会	C45
2014/06/16	xxxxxxxxxxxxセミナー	xxx医師会	C42

医師資格証でポータルサイトにログインして、受講履歴を確認。

- 医師資格証で自分専用のホームページ（ポータルサイト）にログインすることで、受講履歴や単位の取得状況を自分で確認できる。
- また、必要な申請書類を印刷できる機能も追加予定。



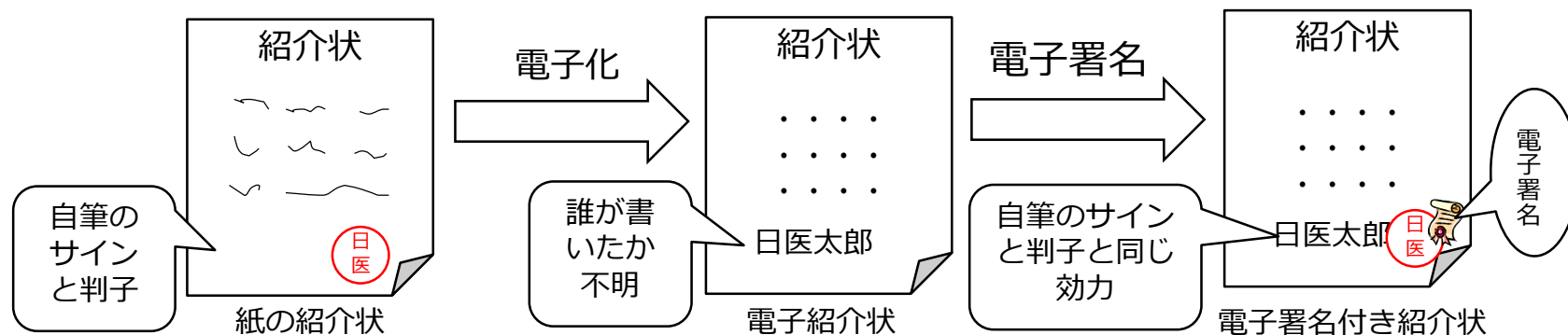
# ITでの活用



# 電子署名と認証

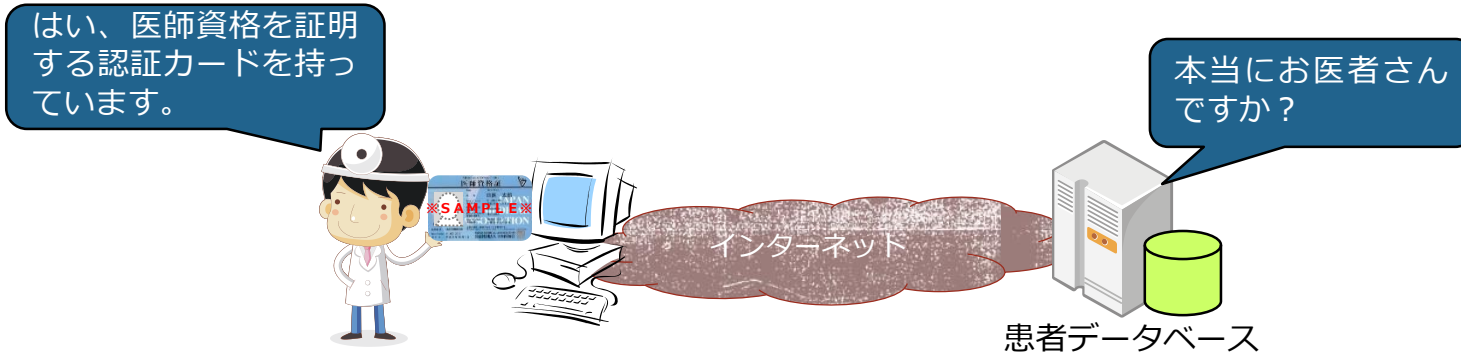
## 1. 電子署名

コンピューターで紹介状、診断書、主治医意見書、処方箋など、医師の署名・捺印の必要な文書を作成した場合に利用。電子署名することで、紙に印刷して署名・捺印しなくてもよくなります。電子的な署名の効力は、電子署名法で保証されています。



## 2. 認証

例えば、地域医療連携では、ネットワークを通じて本人の確認が必要になります。特に、カルテや連携パスの情報を閲覧する場合は、医師であることの確認が必要であり、その時に認証を使います。

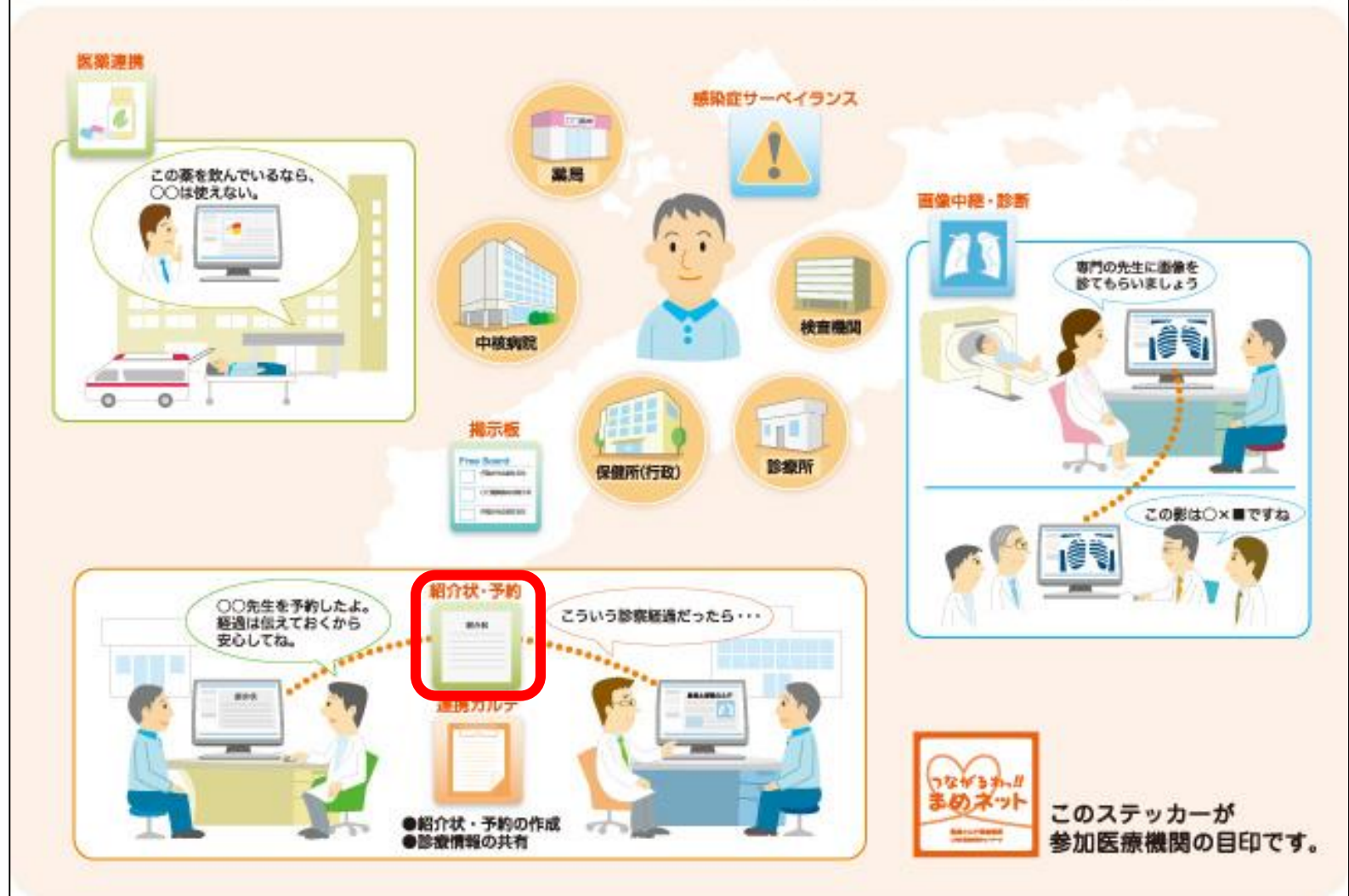


# 島根県まめネット

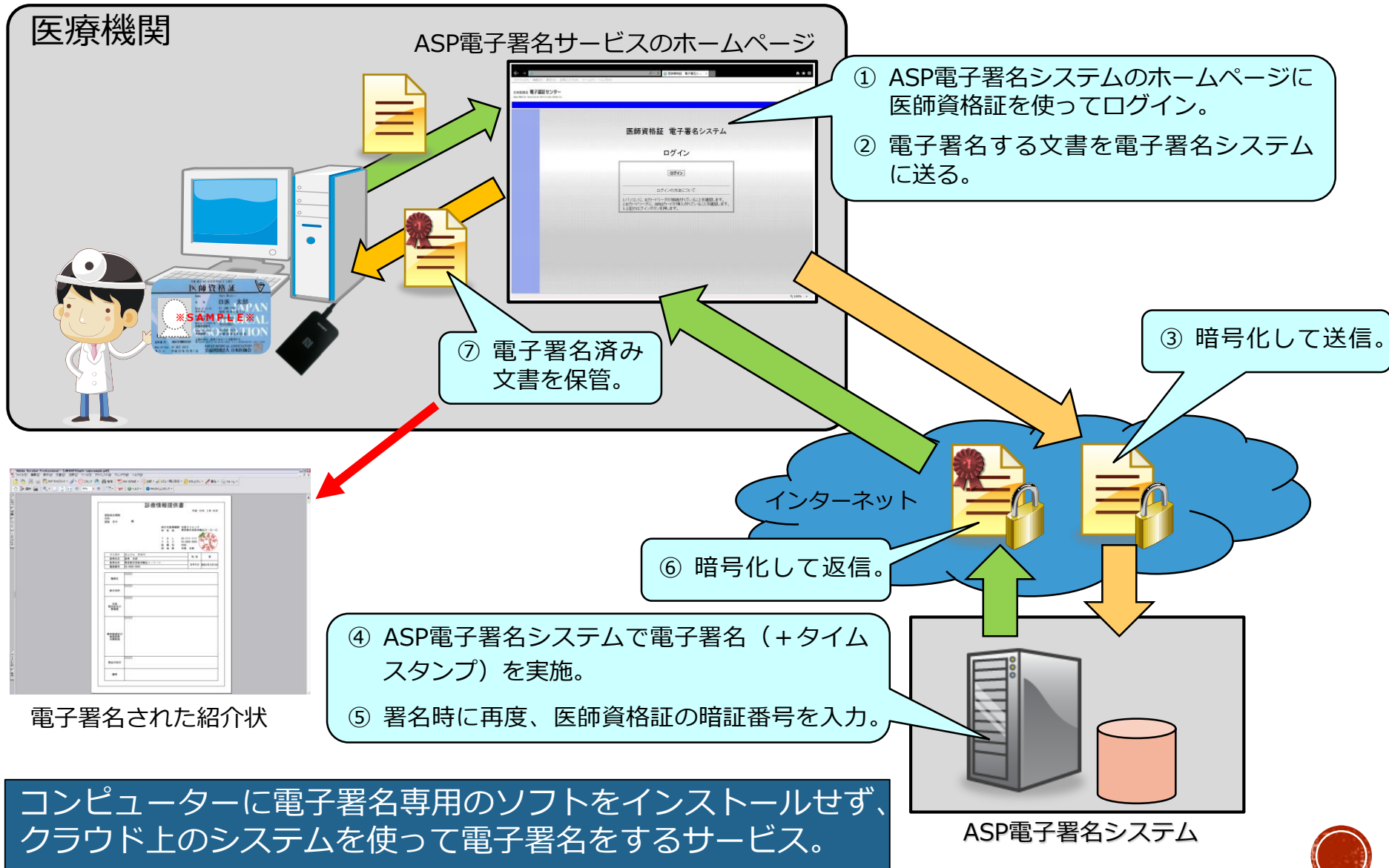
## 電子紹介状への電子署名で利用

すべては患者さんの安心・安全のために。

島根県内の中核病院をはじめとして、各地の病院や診療所、調剤薬局などの医療機関がつながります。



# ASP電子署名サービス



# 医師資格証ポータル

医師資格証ポータル  
Japan Medical Association Certificate Authority portal site

医師資格証ポータル  
Japan Medical Association Certificate Authority portal site

ログイン

ログイン方法について

1. パソコンに、ICカードリーダーが接続されていることを確認します。
2. ICカードリーダーに、医師資格証が挿入されていることを確認します。
3. 上記のログインボタンを押します。

Copyrighte Japan Medical Association. All rights reserved.

100%



# 医師資格証ポータル（続き）

医師資格証ポータル  
Japan Medical Association Certificate Authority portal site

前回ログイン：2015/12/24 12:08:30  
ログアウト

ログイン情報

日医 太郎 様  
男 41歳  
日医会員

居住地域：東京都 文京区  
主たる活動地域：東京都 文京区  
所属医学会：文京区医師会  
主たる所属医会：日本医師会  
主たる診療科目：内科  
電子証明書有効期限：2014/03/01～2016/02/29

お知らせ

お知らせ  
医師資格証ポータルサイト開設しました  
◀ 掲示期限：2015/12/21～2016/01/31 ▶  
医師資格証を用いて利用する、医師資格証ポータルサイトを開設しました。  
▶ [バックナンバー](#)

関連リンク

- ▶ [日本医師会](#)
- ▶ [日本医師会 電子認証センター](#)
- ▶ [厚生労働省](#)
- ▶ [医師免許証 電子署名システム](#)

関連情報

- ▶ [日本医師会個人情報保護について](#)

トップ画面

情報開示・非開示画面

医師資格証ポータル  
Japan Medical Association Certificate Authority portal site

前回ログイン：2015/12/24 12:08:30  
ログアウト

情報開示設定

基本項目

情報項目	利用者向け	開示設定	一般向け
氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
性別	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
年齢	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
医師登録番号	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
医師登録年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
日医会員ID	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
住所（申請時）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
メールアドレス（申請時）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

すべて開示    すべて非開示    すべて開示    すべて非開示

プロフィール

情報項目	利用者向け	開示設定	一般向け
居住地域	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

# 日医医療認証基盤（シングル・サインオン機能）システム

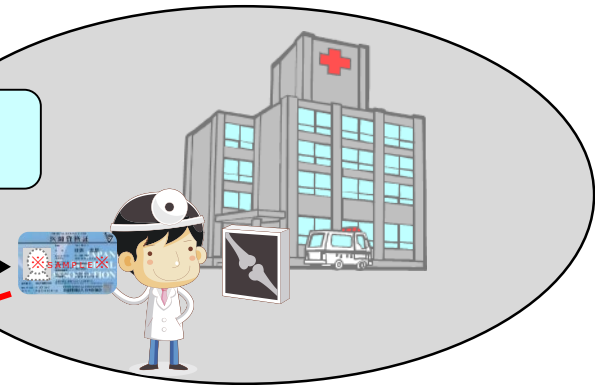
## 日本医師会の所有システム

### 電子認証センター（日医認証局）

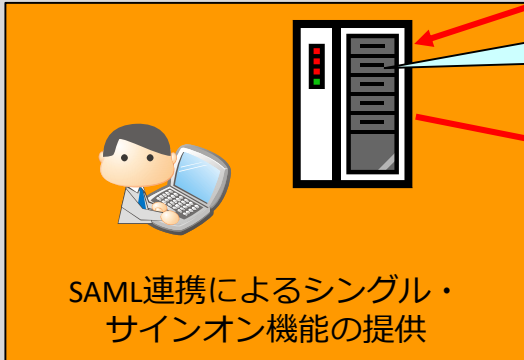


発行審査業務を実施

医師資格証の発行



### 日医医療認証基盤システム



SAML連携によるシングル・サインオン機能の提供

ログイン時に医師資格確認・認証情報提供

### 地域医療連携システム

地域医療連携システムA

地域医療連携システムB

認証・認可サーバ（システム）

地域医療連携システムにログイン情報引き渡し

医師資格を確認してログイン許可を出すサーバー

医療認証基盤システムとは、医療連携を実施するそれぞれの地域の入口の手前にあるシステムに対して、医師であることの情報を提供する標準化されたシステム。



# 岡山県晴れやかネット

晴れやかネット 

メールアドレスまたはニックネーム

パスワード

ログイン

HPKログイン

パスワードを忘れた方はこちら

ここをクリックすると、暗証番号  
入力画面が出てきます。



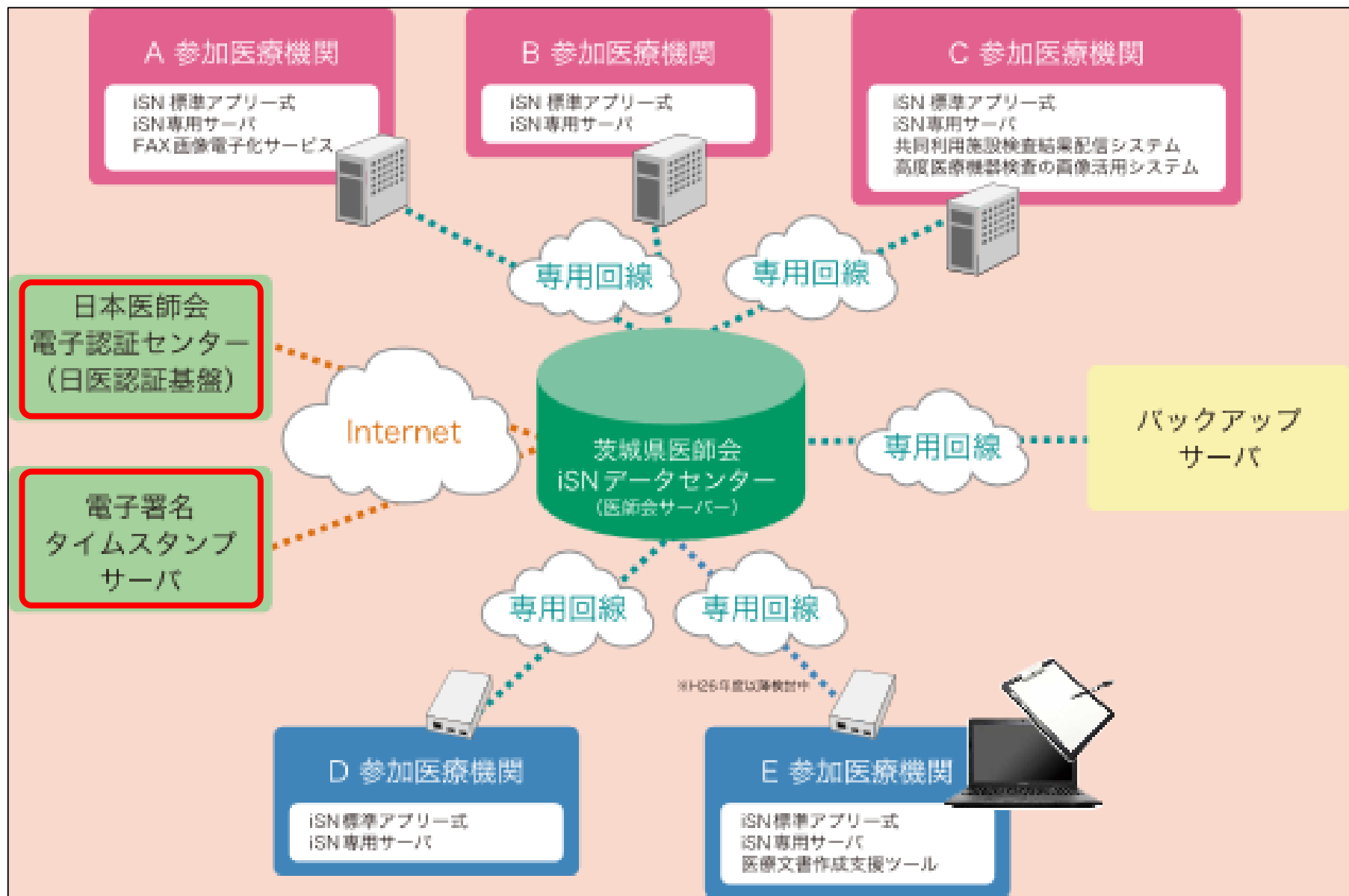
医療ネットワーク岡山協議会

PIN入力

PINを入力してください。(P)

OK(O) キャンセル(C)

# 茨城県医師会いばらき安心ネット (iSN)

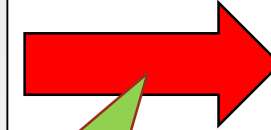




# スマートフォンを用いた資格確認



資格表示アプリケーション起動



医師資格証をスマートフォンにかざす



医師資格証をスマートフォンにかざすことで、医師資格証の発行情報を元にした「基本情報」と利用者個人で編集できる「プロフィール」を表示するアプリケーション。



# トピックス（今後の展望）

# 診療報酬改定

【Ⅱ-2（患者の視点等／ICTの活用）-①】

## 診療情報提供書等の電子的な送受に関する評価

骨子【Ⅱ-2(1)】

### 第1 基本的な考え方

現在、署名又は記名・押印が求められている診療情報提供書、訪問看護指示書及び服薬情報等提供文書等について、電子的に署名を行い、安全性を確保した上で電子的に送受した場合にも算定可能とする。

診療情報提供書への検査結果・画像情報等の添付について、電子的に送受・共有する場合についても評価する。

### 第2 具体的な内容

1. 医科診療報酬点数表に記載する診療等に要する文書、訪問看護管理療養費の算定に係る文書及び服薬情報等提供料の算定に係る文書の電子化

【算定要件】

(1) 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を他の保険医療機関等に提供する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月）を遵守し、安全な通信環境を確保する。

(2) 署名又は記名・押印を要する文書については、電子的な署名を含む。その場合、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）による電子署名を施すこと。

2. 診療情報提供料（Ⅰ） 検査・画像情報提供加算の新設

(新) 検査・画像情報提供加算

イ 退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合 200点

ロ 入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合 30点

【算定要件】

保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、過去の主要な診療記録を、他の保険医療機関に電子的方法で閲覧可能なように提供した場合に加算する。ただし、イについては、注7に規定する加算を算定する場合は算定しない。

3. 電子的診療情報評価料の新設

(新) 電子的診療情報評価料 30点

【算定要件】

保険医療機関が、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者について、過去の主要な診療記録を電子的方法により閲覧でき、当該診療記録を診療に活用した場合に算定する。

【2及び3に係る施設基準】

(1) 他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワークを構築していること。

(2) 別の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。

平成28年2月10日 第328回中医協総会資料から抜粋

- 診療報酬上、電子紹介状の算定ができることが明確化。その際の要件として、HPKI電子署名（+タイムスタンプ）を施すこととされた。医師資格証を用いれば、HPKI電子署名が可能となる。
- 加えて、画像等を提供すること、また、その画像等を用いて診療に活用した場合の加算が新設された。

# 施設基準等

- 診療情報提供書を電子的に提供する場合は、HPKIによる電子署名を施すこと。
- 患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築すること。
- 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月）を遵守し、安全な通信環境を確保すること。
- 保険医療機関において、個人単位の情報の閲覧権限の管理など、個人情報保護を確実に実施すること。
- 厚生労働省標準規格に基づく標準化されたストレージ機能を有する情報蓄積環境を確保すること。
- 情報の電子的な送受に関する記録を残していること。（ネットワーク運営事務管理している場合は、随時取り寄せることができること。）
  - 情報提供側：提供した情報の範囲及び日時を記録。
  - 情報受領側：閲覧情報及び閲覧者名を含むアクセスログを1年間記録。

# 診療情報提供書等の電子的な送受に関する評価

算定要件  
(施設基準)

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(平成25年10月)を遵守。

## 地域医療連携システム

算定要件  
(HPKI電子署名:  
医師資格証)

検査・画像情報提供加算  
(イ)  
200点

電子的診療情報  
評価料  
30点

退院

入院中の患者以外

検査・画像情報提供加算  
(ロ)  
30点

電子的診療情報  
評価料  
30点

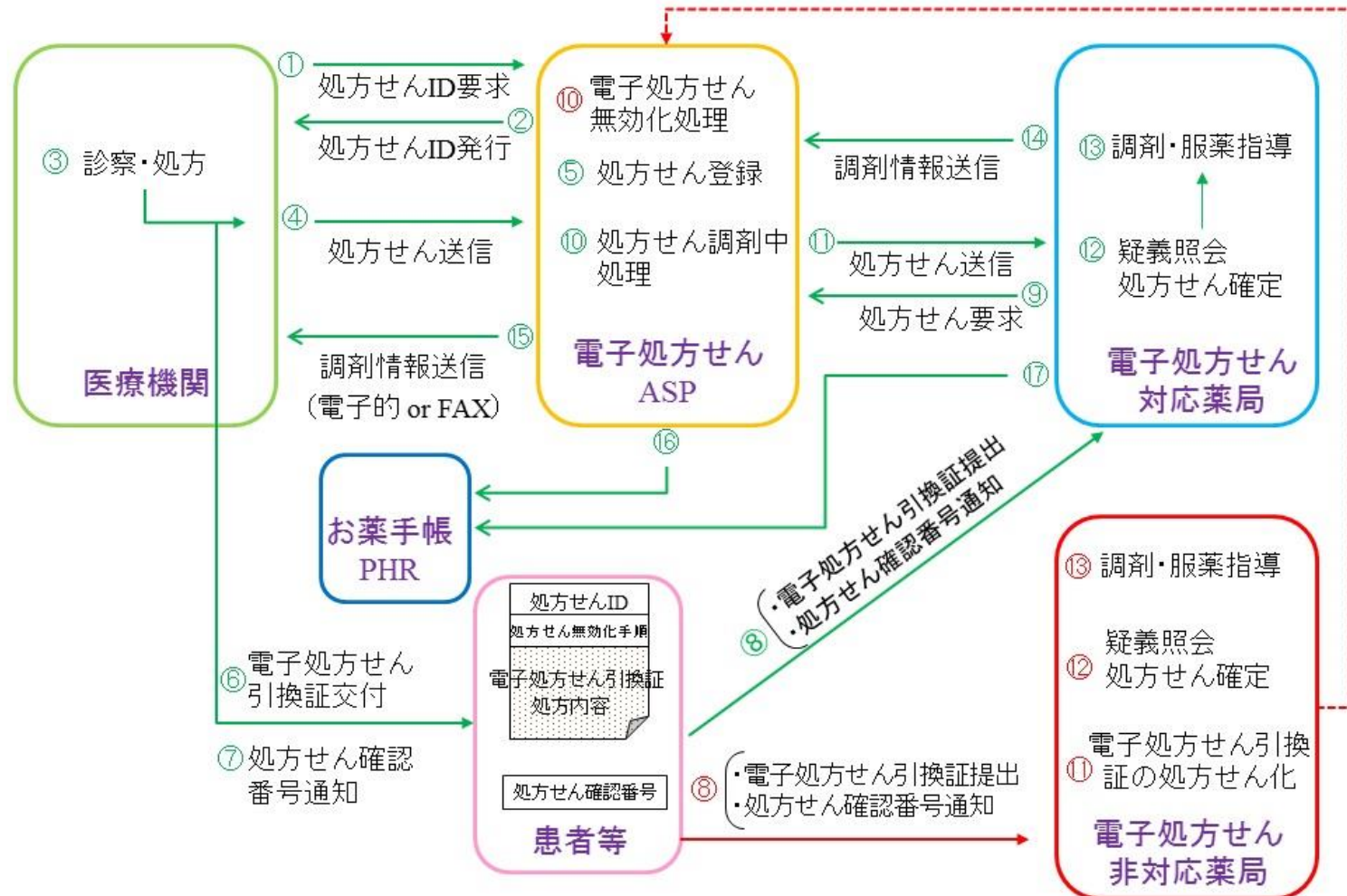
診療情報提供書等

算定要件  
(HPKI電子署名:医師資格証)

厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保険医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI:Healthcare Public Key Infrastructure)による電子署名を施すこと。

# 電子処方せん

## ⑨ 電子処方せん無効化要求



平成28年2月10日「医療ネットワーク基盤検討会」電子処方せんの運用ガイドライン（案）から抜粋

- 平成28年3月に「電子処方せんの運用ガイドライン」が通知され、電子処方せんが実際に運用可能となった。
- ガイドライン内でHPKI電子署名が必須の要件となっている。

# 安全な通信環境について

## ■ 安全管理のガイドライン（Q & A）

- IPsec、IP-VPN等を使用せずチャネルセキュリティを担保する場合
  - TLS1.2 + クライアント認証が必要

平成28年8月24日発出

Q-29

医療情報を交換する「オープンなネットワーク接続」としてSSL/TLSを用いることは可能か。

「電子処方せんの運用ガイドライン」では、ASPサービスを用いた仕組みとして、Webサービス利用時におけるSSL/TLS接続について詳細に記載されているが、その他のインターネットを介した医療情報システムへのSSL/TLS接続について遵守すべき事項はあるか？

A 昨今、TLS/SSLについてプロトコルやソフトウェアの脆弱性をついた攻撃の報告が相次いでおり、TLS/SSLを用いても、適切に利用しなければ安全性を確保できません。

従って「電子処方せんの運用ガイドライン」と同等の対応が必要です。

例えばIPsecによるVPN接続等によるセキュリティの担保を行わず、インターネット等のオープンなネットワークを介し、HTTPSを用いて医療情報システムに接続する場合は、SSL/TLSのプロトコルバージョンをTLS 1.2のみに限定した上で、クライアント証明書を利用したTLSクライアント認証を実施してください。

その際、TLSの設定はサーバ/クライアントともに、「SSL/TLS暗号設定ガイドライン」に規定される最も安全性水準の高い「高セキュリティ型」に準じた適切な設定が必要です。

また、いわゆるSSL-VPNは偽サーバへの対策が不十分なものが多く、医療情報システムでは原則として使用すべきではありません。



# 電子処方せんの運用ガイドライン通知

医政発 0331 第 31 号  
薬生発 0331 第 11 号  
保 発 0331 第 27 号  
政社発 0331 第 2 号  
平成 28 年 3 月 31 日

各  
〔 都 道 府 県 知 事 〕  
〔 地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長 〕 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 保 険 局 長  
( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 政 策 統 括 官 ( 社 会 保 障 担 当 )  
( 公 印 省 略 )

## 電子処方せんの運用ガイドラインの策定について

処方せんは、医師・歯科医師から薬剤師への処方内容の伝達だけでなく、患者自らが処方内容を知ることができる、患者にとって最も身近な医療情報の一つである。処方せんの電子化は、医療機関と薬局の連携や服薬管理の効率化等に資するだけでなく、電子版お薬手帳との連携により、患者自身の服薬情報の履歴の電子的な管理にも資する。

このため、今般、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）の一部を改正し、処方せんの電磁的記録による作成、交付及び保存を可能とするとともに、電子処方せんの円滑な運用や地域医療連携の取組を進め、できるだけ早く国民がそのメリットを享受できるよう、「電子処方せんの運用ガイドライン」を、別紙 1 のとおり策定した。また、同ガイドラインにある「電子処方せん引換証」の様式を別紙 2 のとおり定めた。

同ガイドラインでは、

- ・電子処方せんの導入は、単に処方せんの電子化を進めるのではなく、地域医

療連携の取組と併せて普及させていくことで、医療機関と薬局との情報連携を一層進めていくものである

- ・電子処方せんへの医師、歯科医師及び薬剤師の署名については、HPKI（保健医療福祉分野における公開鍵基盤）を活用することで、処方せんの安全な送信を確保することとしている
- ・電子処方せんの運用のためのネットワーク回線等については、医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに従って回線の経路の暗号化等を実施するなど、セキュリティ面の対策を講ずることとしている

など、運用の考え方や要件を示しているの、貴職におかれては、その内容を十分御了知の上、本ガイドラインに沿って電子処方せんの運用が適切に行われるよう、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体等に周知いただくよう、お願い申し上げます。





# 電子処方せんのネットワーク要件

## (7) 安全管理ガイドラインに基づくネットワーク回線のセキュリティ

電子処方せんの運用に当たっては、医師・歯科医師が作成した処方情報が、その情報を取得すべき薬局に、正しい内容で、覗き見されない方法で、提供される必要がある。このため、ネットワーク回線のセキュリティは、安全管理ガイドラインに従い、回線の経路の暗号化等の対策を講じる必要がある。

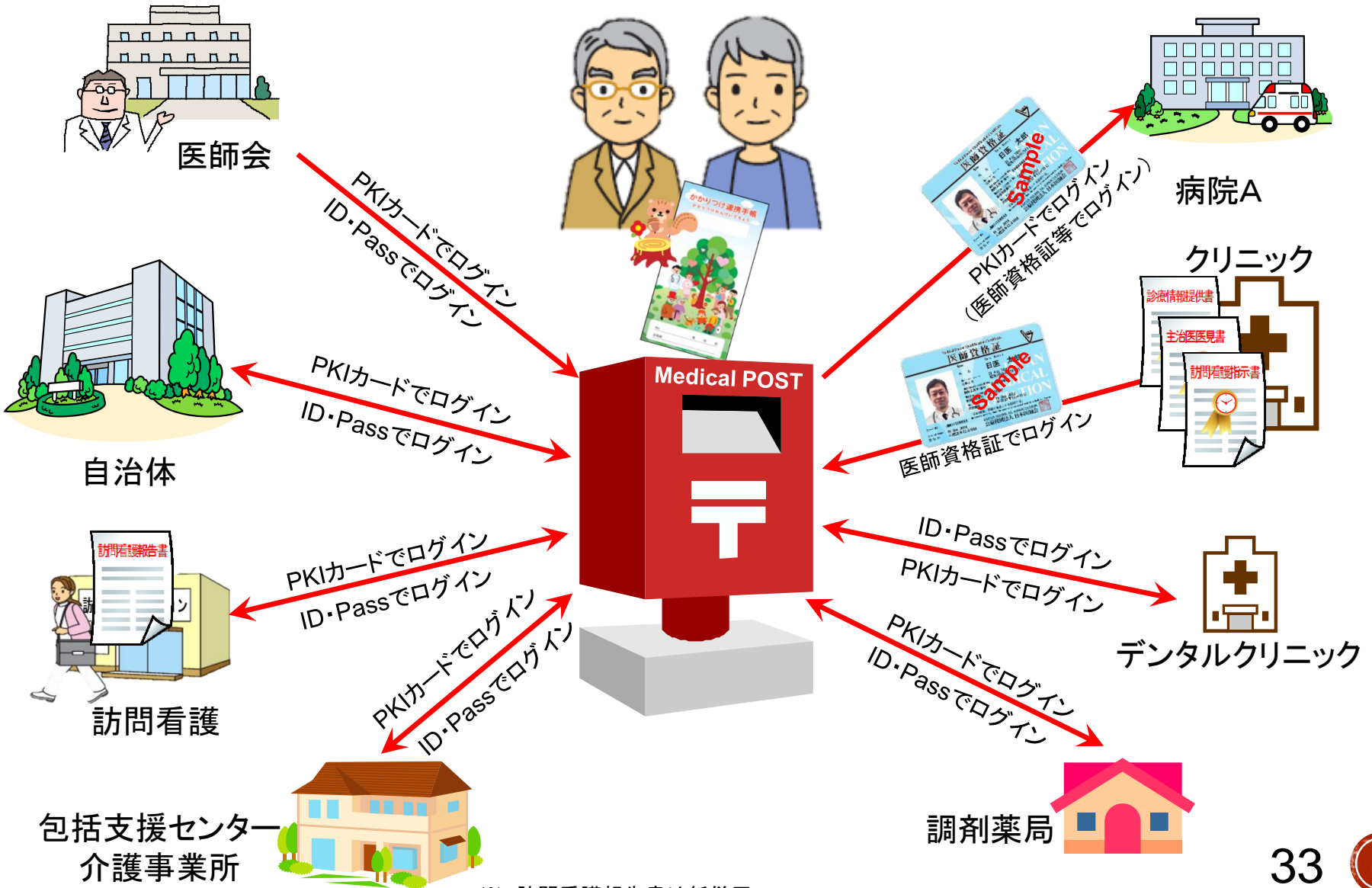
本ガイドラインでは、ASP サービスを用いた仕組みとしているため、WEB サービスでやりとりされることや各施設での実装のしやすさを考慮した回線の利用が求められる。それを踏まえて、SSL/TLS で構築する場合の具体的な要件は、以下のとおりとする。

なお、本ガイドラインに示す SSL/TLS の活用は、電子処方せんの送受信のための回線を対象とするものであり、安全管理ガイドラインに示される回線の全てを見直すものではない。

- ・ クライアント証明書を利用した SSL/TLS クライアント認証を実施する。
- ・ SSL/TLS は、十分な安全性を確保したバージョン、通信モード、暗号化方式とするため、「電子政府における調達のための参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(平成 25 年 3 月総務省、経済産業省)を採用する。
- ・ 通信モードは、安全性、高速性で優位性があり、電子政府推奨暗号 (AES、Camellia) に対応している GCM とする。
- ・ ハッシュ関数は、電子政府推奨暗号に対応している SHA2 (SHA-256、384、512 のいずれか) とする。
- ・ 鍵情報の暗号化は、前方秘匿性 (Forward secrecy) 確保のため、DHE による鍵の逐次使い捨てを優先し、DHE が対応できないブラウザは RSA による暗号化を許容する。
- ・ TLS のバージョンは、これらの条件を踏まえ、GCM および SHA2 のサポートが TLS1.2 のみであるので、TLS1.2 とする。
- ・ 電子処方せん ASP サーバは、SSL/TLS のセッション構築時に、これらのモードでクライアント (医療機関、薬局) に回答しなければならない。



# 文書交換システム



※ 訪問看護報告書は紙併用



# ログイン画面（医師の場合）



# メイン画面

文書交換 サービス

医師 太郎 **NEW** お知らせ 設定 ログアウト

**「受信ボックス」一覧**

文書交換

**送受信ボックス**

新規作成

送受信履歴

アドレス帳

送信先設定

受信相手設定 **NEW**

**「メニュー」一覧**

**「送信ボックス」一覧**

受信ボックス

削除

最初へ 前へ 1/1 ページ 次へ 最後へ

<input type="checkbox"/>	ダウンロード	差出人	件名	受信日時	添付ファイル	数	サイズ
<input type="checkbox"/>	未	[医師]医師 太郎 他	紹介状送付	2016/02/02 11:43	紹介状.doc他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	未	[医療機関]〇〇病院...	紹介状送付	2016/02/02 10:15	紹介状.doc他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	済	[医師]医師 三郎	紹介状送付	2016/02/01 22:55	紹介状.doc他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	済	[医療機関]〇〇病院...	紹介状送付	2016/02/01 09:55	紹介状.doc他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	済	[医師]医師 一郎	紹介状送付	2016/01/30 11:15	紹介状.doc他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	済	[医師]医師 花子	紹介状送付	2016/01/28 21:05	紹介状.doc他	12	1.2MB

6件中 1-20件を表示

送信ボックス

削除

最初へ 前へ 1/1 ページ 次へ 最後へ

<input type="checkbox"/>	状態	宛先	件名	送信日時	添付ファイル	数	サイズ
<input type="checkbox"/>	一時保存	[医療機関]〇〇病院...	紹介状送付	2016/02/02 12:53	紹介状.doc 他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	送信待機	[自治体]〇〇市役所	主治医意見書送付	2016/02/02 12:15	主治医意見書.doc他	12	1.2MB
<input type="checkbox"/>	送信失敗	[自治体]〇〇市役所	主治医意見書送付	2016/02/02 11:43	主治医意見書.doc他	12	1.2MB

3件中 1-3件を表示

# サービス提供価格

ORCA管理機構から  
リリース予定

## ■ 個別価格（50M/施設）

### ■ 医師資格証をお持ちの医療機関

- 登録料：10,000円（初回のみ）
- 利用料：1,000／月

### ■ 医師資格証がない場合（自治体・介護系）

- 登録料：30,000円（5年毎）
- 利用料：2,000／月

## ■ 一括価格（自治体・医師会等）

### ■ 全体容量（1G/50施設まで分配可）

- 利用料：600,000／年

・登録料には、動作環境を構築するためのクライアントプログラムが含まれます。  
・医師資格証がない施設に対しての登録料には、クライアントプログラムに加えアクセス認証用のPKIカード費用が含まれます

ご清聴ありがとうございました

